

# 環境報告審査・登録マーク付与基準

制 定：平成 19 年 7 月 15 日

最終改訂：平成 21 年 4 月 15 日

有限責任中間法人

サステナビリティ情報審査協会

## 基準の目的

本基準は、サステナビリティ情報審査協会の定める環境報告書、社会・環境報告書、CSR 報告書、サステナビリティ報告書等（以下「サステナビリティ報告書等」という。）のサステナビリティ報告書等審査・登録制度において、審査機関による審査の結果、当該サステナビリティ報告書等の環境情報に関する信頼性について、環境報告審査・登録マークを付与するか否かに関する判断の規準を明らかにすることを目的とする。

環境報告審査・登録マークを付与するためには、以下のすべての項目を満たすことが必要である。

### 1. 審査主体

審査主体である審査機関は、サステナビリティ情報審査協会に所属する会員であり、同協会から認定を受けた審査機関（以下「審査機関」という。）であること。

### 2. サステナビリティ報告書等の報告対象範囲

サステナビリティ報告書等は、原則として事業者の連結グループ（海外子会社を含む）すべてを報告対象範囲としたものであること。

サステナビリティ報告書等の報告対象組織は、事業者の主要な事業所及び主要な連結子会社をすべて含んでいなければならない。環境情報の報告対象組織をサステナビリティ報告書等に明記しなければならない。なお、環境情報の種類を問わず報告対象範囲を同一にすることが望ましいが、やむを得ず報告対象範囲が異なる場合はその差異がわかるように記載しなければならない。

環境報告審査・登録マークは、当該サステナビリティ報告書等に記載された事業者の連結グループの重要な環境情報が網羅され、かつ一定水準以上の正確性を有することで信頼性があることを表象するものである。従って、いわゆるサイトレポートや特定事業に関するレポートには付与しない。

### 3. 審査手続

審査機関の実施する審査手続は、サステナビリティ情報審査協会が発行するサステナビリティ情報審査実務指針に基づいて実施されていること。

審査機関は、重要な環境情報が網羅されており、かつ一定水準以上の正確性を有していることを審査し、その結論を表明する。肯定的結論であれば、環境報告審査・登録マークを付与することとなるため、サステナビリティ情報審査実務指針に基づいた十分な審査を実施しなければならない。

### 4. 審査目的

審査目的は、サステナビリティ報告書等に関係する想定利用者の利用拡大を図るため、サステナビリティ報告書等に記載された環境情報の信頼性を高めること。

サステナビリティ報告書等に記載された環境情報の信頼性とは、サステナビリティ報告書等の作成基準に照らした重要な記載情報の網羅性及び環境パフォーマンス情報の正確性から構成すると定義する。数値情報でない環境情報の信頼性は、正確性または根拠となる社内外の資料との整合性と定義する。

### 5. 環境情報の網羅性

サステナビリティ報告書等には、サステナビリティ報告書等の環境情報に関する作成基準に定められた項目のうち事業者及びその想定利用者にとって重要な環境情報が洩れなく記載されていること。

事業者及びその想定利用者にとって重要な環境情報は年々変化することも考えられるが、環境報告審査・登録制度においては「環境報告審査・登録マーク付与基準 付則」の1.の項目を重要な環境情報とする。

### 6. 環境パフォーマンス指標の正確性

サステナビリティ報告書等に記載された環境パフォーマンス指標は、一定の水準以上の正確性を有していること。サステナビリティ報告書等の作成時に準拠または参考にしたガイドラインに記載された算定式とは異なる算定式に基づいて算定された重要な環境パフォーマンス指標がある場合は、その算定式またはその旨を記載しなければならない。

「一定の水準以上の正確性」とは、想定利用者の重要な判断を誤らせない程度に正確であることをいう。なお、環境パフォーマンス指標は「環境報告審査・登録マーク付与基準 付則」の2.の項目をすべて記載しなければならない。

## 7. 審査結果

サステナビリティ報告書等の審査結果において、合理的審査業務か限定的審査業務かに関わらず、サステナビリティ情報審査実務指針に基づいて表明される結論が肯定的結論であること。

すなわち、審査の結果、同指針に基づいて表明される結論が、審査範囲の制約による限定付結論、意見に関する除外事項を付した限定付結論、否定的結論、結論不表明でないことが要求される。

### 経過的な措置事項

#### 1. 主要な事業所及び主要連結子会社の判定

基準「2. サステナビリティ報告書等の報告対象範囲」において主要な事業所及び主要連結子会社がすべて含まれているかどうかの判定は、当面の間、次のように取り扱う。

- ① サステナビリティ報告書等の報告対象組織である事業所や連結子会社の環境負荷量の合計値が、事業者の連結グループすべての環境負荷量の合計値のおおむね1/2を超えている場合は、主要な事業所及び主要連結子会社がすべて含まれているものとみなす。
- ② 海外における事業所及び連結子会社の環境負荷量の合計値が事業者の連結グループすべての環境負荷量の合計値の1/2を超えているにもかかわらず、国内の事業所及び連結子会社のみをサステナビリティ報告書等の報告対象組織とする場合は、主要な事業所及び主要連結子会社がすべて含まれているものとみなされない。
- ③ 環境負荷量は、エネルギー消費量または温室効果ガス排出量を用いることとする。ただし、審査機関が適当と判断した場合は売上高等によって代替することができる。
- ④ 報告対象組織において大規模な改編（合併、買収など）が行われ、ただちに環境保全活動に係わる管理を統一することが困難であると考えられる場合は、大規模な改編が行われた当該年度については、本項①②の適用を猶予する。

#### 2. 海外における事業所及び連結子会社に対する現地審査

海外における事業所及び連結子会社の環境負荷量の合計値が事業者の連結グループすべての環境負荷量の合計値の1/2を超えている場合であって、基準「3. 審査手続」に従って十分な審査を実施するための海外における事業所及び連結子会社への現地審査手続きは、当面の間、次のように取り扱う。

- ① 海外における主要な事業所及び連結子会社への現地審査を実施しない場合には、環

境報告審査・登録マークを付与後3年間に限り、海外における事業所及び連結子会社の内部統制状況に対する審査手続を通常の手続に追加して、事業者の本社等において実施すれば、現地審査を実施なくても十分な審査を実施したものとみなす。

- ② 環境報告審査・登録マークの付与後3年間を経過した後に、海外における事業所及び連結子会社への現地審査を実施しない場合には、十分な審査を実施したものとみなされない。なお、審査機関が十分な審査手続を実施したことを合理的に証明できる場合はこの限りではない。

### 3. 環境情報の網羅性

基準「5. 環境情報の網羅性」において、重要な環境情報の一部が記載されていないものの、当該環境情報が記載されていないことに対する適切な理由がサステナビリティ報告書等に記載されている場合には、当面の間、重要な環境情報は洩れなく記載されているものとみなす。

## 環境報告審査・登録マーク付与基準 付則

制 定：平成 19 年 7 月 15 日

最終改訂：平成 21 年 4 月 15 日

有限責任中間法人

サステナビリティ情報審査協会

### 1. 重要な環境情報

- ① 報告対象期間及び報告対象組織
- ② 事業の概況
- ③ 事業活動における環境配慮の方針、またはトップコミットメント
- ④ 環境に関する規制の遵守状況（重要な違反の有無）\* 1
- ⑤ 事業活動に伴う環境負荷（次項の 5 つの環境パフォーマンス指標）
- ⑥ その他\* 2

\* 1 重要な環境に関する法規制違反とは、関係法令に基づく刑罰（懲役、罰金）もしくは行政手続法に基づく行政罰（過料等）を受けたもの、または、行政指導（指導、勧告、助言等）を受けたものでかつ社会的影響の大きい場合を指す。ただし、通常の法規制値違反や科料についても、記載することを妨げるものではない。

\* 2 その他に含まれる重要な環境情報とは、上記①から⑤以外の環境情報で、事業者の業種、業態の環境面での特性やマスコミ等の報道ならびに想定利用者の関心の高さ等を総合的に勘案し、当該事業者にとって重要な環境情報と審査機関が判断したものをさす。

### 2. 事業活動に伴う環境負荷 \* 3、\* 4

- ① 総エネルギー投入量（GJ）
- ② 水資源投入量（m<sup>3</sup>）
- ③ 温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>）
- ④ 廃棄物等総排出量（t）
- ⑤ 化学物質排出・移動量（t）
- ⑥ その他の重要な環境パフォーマンス指標\* 5

\* 3 原則として、①～⑥のすべてが記載すべき重要な環境パフォーマンス指標である。ただし、① 総エネルギー投入量（GJ）、④ 廃棄物等総排出量（t）及び⑤ 化学物質排出・移動量（t）については、国内対象組織のみを報告対象組織とすることができる。

\* 4 ①～⑥のいずれかの実績値を記載することができないものの、当該環境パフォー

マンス指標が記載されていないことに対する適切な理由がサステナビリティ報告書等に記載されている場合には、当面の間、重要な環境パフォーマンス指標は洩れなく記載されているものとみなす。ただし、審査機関が当該環境パフォーマンス指標に重要性があると判断した場合は、実績値の把握、開示等の今後の計画も記載しなければならない。

- \* 5 その他の重要な環境パフォーマンス指標とは、上記①から⑤以外の環境パフォーマンス指標で、事業者の業種、業態の環境面での特性やマスコミ等の報道ならびに想定利用者の関心の高さ等を総合的に勘案し、当該事業者にとって重要な環境パフォーマンス指標と審査機関が判断したものをさす。